

2024年10月31日

第483回理事会

## 2023年度太陽光第19回入札の第2次保証金没収について

2023年度太陽光第19回入札における落札案件について、入札の実施に関する指針<sup>(注)</sup>及び入札業務規程の規定に基づく第2次入札保証金の没収事由に該当するため、当該第2次入札保証金の没収を決定するとともに、別紙のとおり、対象事業者に通知することとしたい。

### 1. 概要

2023年度太陽光第19回入札における落札案件について、定められた期限内にFIP認定を取得できず、また、対象事業者から入札実施要綱に基づく第2次保証金の繰越申請等が行われなかつたことから、第2次保証金を没収することとする。

### 2. 対象件数

1件

(注) 入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針（平成30年経済産業省告示第53号）

以上

### 【添付資料】

別紙：第2次保証金の没収について（通知）

別紙は、情報管理規程 第4条（情報の格付の区分）の規定に基づく秘密情報に該当するため非公表とする。

## 【参考】

○入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針（平成30年経済産業省告示第53号）

### 2 保証金

恣意的に供給価格を低く設定して複数の入札を行うこと等による入札の不正操作や過当な価格競争を防ぎ、適正な入札の実施を担保するため、入札参加者に対する保証金（以下「第1次保証金」という。）を求めるることとする。また、入札対象区分等においては、落札者のみが認定を取得し事業実施することが可能となるため、落札者の確実な事業実施を担保する必要がある。このため、落札者に対する保証金（以下「第2次保証金」という）を求めるのこととする。

（中略）

#### （2）第2次保証金

（中略）

ウ 第2次保証金の返還又は翌年度の入札の第1次保証金及び第2次保証金への充当  
入札実施機関は落札者が当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には原則として当該供給を開始した日の翌日から起算して3カ月以内に当該落札者が提供した第2次保証金の額を当該落札者（再生可能エネルギー発電事業者の変更の認定があった場合には当該変更後の再生可能エネルギー発電事業者をいう。以下このウにおいて同じ。）に返還することとする。ただし、当該落札者が「（4）保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当した場合においてはこの限りでない。この場合において当該落札者が「第6 2 落札者の認定の取得期限」で定める期限までに認定を取得できないときは当該落札に係る事業計画について当該期限の経過後初めて実施される入札に再度参加し当初の落札価格以下の価格で入札することを条件に1回に限り第2次保証金を繰り越し当該入札の第1次保証金及び第2次保証金に充当することができる（当該落札者が第2次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあっては当該保証書を当該入札の第1次保証金及び第2次保証金に係る保証書とみなすことができる）こととする。

（中略）

#### （4）保証金の没収に関する事項

##### ア 没収事由及び没収額

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく入札実施機関に関する省令（平成29年経済産業省令第5号）第5条に規定する入札実施指針に定める事由（以下「没収事由」という。）は次の表のとおりとし没収事由に該当した場合に同条の規定に基づき国庫納付すべき額（以下「没収額」という。）はそれぞれ次の表のとおりとする。



	保証金の種類	没収事由	没収額
14	第2次保証金	当該落札に係る事業計画の認定取得期限までに認定を取得しなかったこと（当該事業計画について、当該認定取得期限後に当該事業計画の提出期間が開始する最初の入札に再度参加し、当初の落札価格以下の価格で入札する場合を除く。）。	全額

(以下略)

## ○入札業務規程 ※令和6年4月1日経済産業大臣変更認可

### (保証金の没収)

第22条 本機関は、入札参加者又は落札者が、入札実施指針に規定する「保証金の没収に関する事項」に該当する場合には、同指針に定めるところにより、保証金を没収し、国庫に納付する。

2～7 (略)

## ○入札実施要綱（太陽光発電）2023年度（2023年4月 電力広域的運営推進機関）

### 第8章 落札者の認定

(中略)

#### 2 落札者の認定取得期限

(中略)

##### <認定取得期限までに認定取得ができなかった場合>

入札回ごとの認定取得期限までに認定が取得できなかった場合は、落札者決定が取り消されます。ただし、第2次保証金については、落札に係る事業計画について認定取得期限後に事業計画の提出期間が開始する最初の入札に再度参加し、当初の落札価格以下の価格で入札することを条件に、1回に限り、第2次保証金を繰越し、認定取得期限後に事業計画の提出期間が開始する最初の入札における第1次保証金及び第2次保証金に充当することができます（現金で納付している場合及び保証書を提出している場合ともに可能です）。なお、この条件を満たさない場合は、当該第2次保証金は全額没収されます。

(以下略)



## 第9章 保証金の返還及び没収

(中略)

### (3) 第2次保証金の没収事由

推進機関は、以下の事由が生じた場合には、第2次保証金を以下のとおり没収し、国庫に納付します。

	第2次保証金の没収事由	没収額
10	当該落札に係る事業計画の認定取得期限までに認定を取得しなかったこと（当該落札に係る事業計画について、当該認定取得期限後に当該事業計画の提出期間が開始する最初の入札に再度参加し、当初の落札 價格以下の価格で入札する場合を除く。）	全額

(中略)

### (7) 不可抗力事由による第2次保証金の没収免除

落札者は、上記（3）で定める第2次保証金の没収事由に該当する場合であっても、不可抗力事由があったときは、第2次保証金の没収の免除を受けることができます。

#### ① 第2次保証金の没収免除の対象となる不可抗力事由の範囲

第2次保証金の没収免除の対象となる不可抗力事由は、下記に限定されます。

- ◆ 公共事業等による落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置場所の収用
- ◆ 激甚災害の指定を受けた災害による直接の被害
- ◆ 戦争等の武力行使による直接の損害
- ◆ 接続契約に係る工事費負担金額の落札後の上振れ

(以下略)

